

様式 3 - 1

法人名 社会医療法人 秀眸会 大塚眼科病院
所在地 北海道札幌市北区北 1 6 条西 4 丁目 2 番 1 7 号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 7 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	652,030	I 流 動 負 債	118,025
現金及び預金	457,514	買掛金	44,289
事業未収金	177,014	未払金	60,408
たな卸資産	10,291	預り金	5,061
貯蔵品	814	仮受金	5,714
前払費用	535	未払法人税等	2,299
その他の流動資産	5,859	未払消費税等	251
II 固 定 資 産	1,883,699	II 固 定 負 債	54,581
1 有形固定資産	867,564	退職給付引当金	54,581
建物	252,890		
建物附属設備	41,947		
構築物	421		
医療用器械備品	78,205		
その他の器械備品	15,823		
車輜運搬具	999		
土地	477,276		
2 無形固定資産	15,071		
ソフトウェア	14,746		
その他の無形固定資産	325		
3 その他の資産	1,001,063		
リサイクル預託金	39		
投資有価証券	379,856		
修繕積立金	1,800		
減価償却引当預金	619,367		
		負債合計	172,607
		純資産の部	
		科 目	金 額
		I 積 立 金	2,363,122
		設立等積立金	41,000
		繰越利益積立金	1,400,000
			922,122
		純資産合計	2,363,122
資産合計	2,535,729	負債・純資産合計	2,535,729

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 社会医療法人 秀眸会 大塚眼科病院
 所在地 北海道札幌市北区北 1 6 条西 4 丁目 2 番 1 7 号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 3 1 日)

(単位 : 千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,246,525
2 事業費用		
(1)事業費	1,299,031	
(2)本部費		1,299,031
本来業務事業損失		△ 52,505
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		1,470
2 事業費用		438
附帯業務事業利益		1,031
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		42,927
2 事業費用		37,947
収益業務事業利益		4,979
事業損失		△ 46,494
II 事業外収益		
受取利息	7,010	
その他の事業外収益	9,381	16,392
III 事業外費用		
支払利息		
その他の事業外費用	6,662	6,662
経常損失		△ 36,764
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益		
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失		
税引前当期純損失		△ 36,764
法人税・住民税及び事業税	2,299	
法人税等調整額		
当期純損失		△ 39,064

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産

医薬品、診療材料、貯蔵品 … 最終仕入原価法によっております。

(2) 有価証券

満期保有目的の債権 … 償却原価法（定額法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

・ソフトウェア

自己利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

・退職給付引当金

簡便法によっております。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

5. 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

該当事項はありません。

6. その他医療法人の財務状態または損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 退職給付引当金

退職給付に係る会計基準の適用時差異の未処理残高は167,810千円で、残処理年数は11年です。

(2) 減価償却累計額

有形固定資産の貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を記載しており、資産の種類ごとの減価償却累計額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

建物	335,321
建物付属設備	331,813
車両運搬具	4,200
構築物	17,106
医療用器械備品	257,775
その他器械備品	108,828